

☆障がいのある生徒などへの配慮 ～商業編～



高等学校学習指導要領解説商業編に掲載されている内容をまとめました。

【高等学校 主として専門学科において開設される教科「商業」の配慮例】

1 実習において、その手順や方法を理解することが難しい場合

【10の視点*1】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続させることが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

見通しがもてるよう、手順や方法を具体的に明示するなどの配慮をする。

2 グループで活動することが難しい場合

【10の視点*1】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続させることが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担するとともに、役割を果たすことができたかを振り返ることができるようにするなどの配慮をする。



障がいのある生徒などの学習において、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”



*1：小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説の各教科等に示されている、学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。